

「情報銀行」認定審査の新型コロナウイルス感染症への対応について

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う政府の緊急事態宣言発令等による認定事業者各社の経済活動状況を考慮し、日本IT団体連盟 情報銀行推進委員会といたしましては、更新申請を当面の期間、以下の通りとさせていただくこととしました。

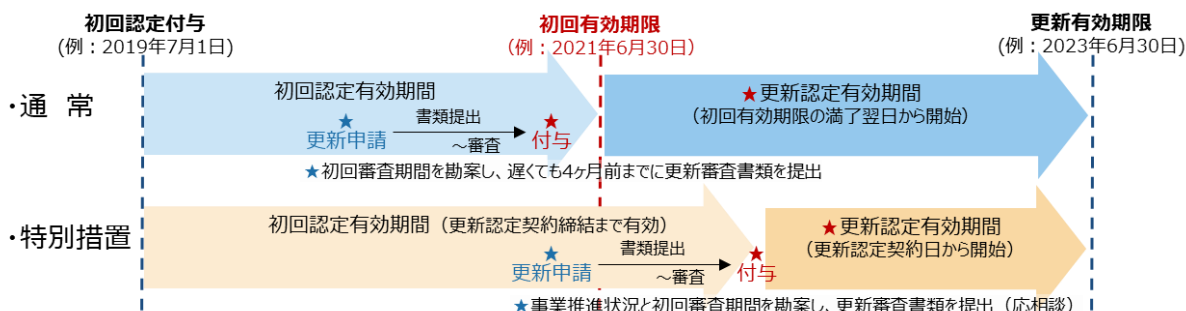
1. 更新申請の特別措置

- ・ 通常：認定の有効期間満了日までに、**更新審査を終え 認定付与契約を締結**する。
- ・ 特別措置：認定の有効期間満了日までに、**更新申請手続き***を完了する。

更新申請手続き完了をもって更新審査が開始される。更新審査中に初回（現行）の認定の有効期間を超えた場合であっても、現行の認定は有効として取扱う。審査書類の提出は、事業推進状況等を勘案して提出することとし、初回（現行）の認定の有効期間を超えてからでも可能である。

但し、有効期間満了後 更新認定契約締結までに経過した期間については、更新後の認定付与契約の有効期間に算入するものとする。

※更新申請手続き完了：本申請書の提出後 更新審査料の入金完了をもって、更新申請手続きの完了とする。また、P認定取得事業者の通常認定申請も更新申請手続きと同様とする。



2. 対象

この措置については、認定の有効期間の満了日が2022年3月31日までのサービス・事業を対象とする。

3. お問い合わせ等について

情報銀行推進委員会 認定事務局までお申し出ください。
手続き方法や、更新審査書類の提出時期等についてのご相談をさせていただきます。

2021年2月
日本 I T 団体連盟 情報銀行推進委員会